

東京都受託事業

「子供の生活実態調査」

詳細分析報告書

平成30年3月



TOKYO METROPOLITAN UNIVERSITY
首都大学東京

首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター

本報告書は、東京都の委託を受け、首都大学東京子ども・若者貧困研究センターが分析・執筆したものである。分析に当たっては、東京都が行った「子供の生活実態調査」（平成 28 年度）のデータを用いた。

【問合せ先】

首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター

〒192-0397

八王子市南大沢 1-1 首都大学東京 5号館 358号室・255号室

電話：042-677-2065（センター直通）、042-677-2126（センター長）

詳細分析の趣旨

本報告書は、首都大学東京が東京都からの委託を受け、「東京都子供の生活実態調査（平成 28 年度）」の詳細分析を行ったものです。子供の生活実態調査は、都内の約 4 万人の子供とその保護者を対象に、平成 28 年度に実施したものであり、約 2 万人の親子から回答を得ています。調査の結果では、様々な子供の生活実態が明らかになっており、東京都による子供の貧困対策をはじめとする子供に関する施策に役立てられる貴重な資料となっています。調査データをさらに詳細に分析することで、様々な子供の課題について、その要因分析や、どのような属性の子供にリスクが集中しているかなどを知ることができます。詳細分析によって、東京都だけでなく、日本の子供全体にも当てはめることができる知見につながると考えます。

詳細分析は、研究者等からなる研究チームが専門的な観点から行う必要があります。今回、本報告書の執筆には、社会福祉学、社会学、経済学、教育学、栄養学など多様な専門性を持った研究者が関わっており、意見交換をしながら、各章をまとめていきます。分析からは、世代間の不利の連鎖がどれほど起こっているのか、不登校になりやすい子供やいじめに遭いやすい子供がどのような子供なのか、子供の栄養と親の働き方には関係があるのかなど、学術的にも新しく、また、行政の施策推進に資すると思われる多くの知見を得ることができました。

このたび、東京都が詳細分析を委託し、研究チームが様々な角度から詳細分析を行ったことは、行政と学会の連携として画期的なことであり、研究チームを代表し、ここに御礼申し上げます。

なお、本報告書の各章は、各執筆者の責任のもとに執筆されているものであり、東京都の見解を示すものではないことをここに付け加えます。

平成 30 年 3 月

首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター長
阿 部 彩

分析チーム

【子ども・若者貧困研究センター】

阿部 彩 首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター センター長
小田川華子 同、特任研究員
上原洋八 同、リサーチ・アシスタント
内藤朋枝 同、リサーチ・アシスタント
川口 遼 同、リサーチ・アシスタント
進藤理恵 同、研究補助員
福山洋子 同、研究補助員

【研究協力者】

中尾啓子 首都大学東京 都市教養学部人文・社会系 教授（社会学）
酒井 厚 首都大学東京 都市教養学部人文・社会系 准教授（心理学）
杉田真衣 首都大学東京 都市教養学部人文・社会系 准教授（教育学）
安藤 藍 首都大学東京 都市教養学部人文・社会系 助教（社会福祉学）
斉藤裕哉 首都大学東京 （日本学術振興会）研究員（社会学）
大石亜希子 千葉大学 法政経学部 教授（経済学）
可知悠子 日本医科大学 医学部 助教（公衆衛生学）
窪田杏奈 成城マタニティクリニック 助産師
周 燕飛 日本労働研究・研修機構 主任研究員（経済学）
末富 芳 日本大学 文理学部 教授（教育学）
村山伸子 新潟県立大学 人間生活学部 教授（栄養学）
落合恵美子 京都大学 社会学部 教授（社会学）

目次

第1部 世代を超えた不利の蓄積	1
第1章 貧困の連鎖の現状	3
第2章 暴力の連鎖の実態	8
第3章 子供の家族的背景と教育	14
第4章 保護者の子供期の貧困経験の健康・食生活への影響	25
第2部 学校における課題	29
第1章 不登校傾向のある子供たち	31
第2章 いじめられた経験のある子供たち	53
第3部 子供の栄養と健康	71
第1章 保護者の就労状況と子供の食	73
第2章 保護者の労働時間と子供の肥満	85
第3章 放課後の孤立と抑うつ	92
第4部 自己肯定感とレジリエンス	101
第1章 子供の困難に立ち向かう力	103
第2章 学習意欲と学力の関係	120
第5部 就労と生活困難	131
第1章 高校生の就労	133
第2章 母子世帯の母親の就労と子供のケア	140
第6部 その他	151
第1章 貧困対策としての保育所の長期的効果	153
第2章 家賃負担が子供の生活に与える影響	158
第3章 自由記述に見る保護者の「困りごと」	170

【調査概要】

- (1) 調査対象 都内の4自治体（墨田区・豊島区・調布市・日野市）に在住の小学5年生、中学2年生、16-17歳（高校2年生及び高校に在籍していない同年齢の子供を含む）の子供本人とその保護者
- (2) 調査対象数 19,929世帯
- (3) 抽出方法 住民基本台帳により、対象年齢層の者すべてを抽出
- (4) 調査方法 郵送法（一部ウェブ回答）
- (5) 有効回答数 子供 8,367票（有効回答率42.0%）
保護者 8,429票（有効回答率42.3%）
- (6) 調査期間 平成28年8月5日から9月7日まで

【子供の生活実態調査における「生活困難」の取り扱いについて】

子供の生活実態調査では、子供の「生活困難」を以下の3つの要素に基づいて分類した。

①低所得

等価世帯所得^{※1}が厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」から算出される基準^{※2}未満の世帯^{※3}

※1 世帯所得（公的年金など社会保障給付を含めた世帯所得）を世帯人数の平方根で割って調整した所得

※2 厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」（所得は平成26年値）の世帯所得の中央値（427万円）を平均世帯人数（2.49人）の平方根で除した値の50%である135.3万円

※3 低所得世帯の割合は、世帯所得の把握の方法や、可処分所得ではなく当初所得を用いている点などの違いがある

ため、厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」にて公表されている「子供の貧困率」（16.3%）と比較できるものではない

②家計の逼迫

公共料金や家賃の滞納、食料・衣類を買えなかった経験など7項目のうち、1つ以上該当

③子供の体験や所有物の欠如

子供の体験や所有物などの15項目のうち、経済的な理由で欠如している項目が3つ以上該当

生活困難層	困窮層＋周辺層
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない

【集計方法】

- 全ての集計は、自治体、年齢層、性別の回収率の違いを調整するための統計的処理を施して集計（ウェイト付き集計）している。
- 本報告書においては、クロス表の掲載の際には、 χ^2 二乗検定によって分布が統計的に有意であるかを検定している。その結果、1%水準で有意である場合は表頭などに「***」、5%で有意の場合は「**」、10%で有意の場合は「*」、有意でない場合は「X」を付している。（「1%未満で有意」とは、図表で示している項目の間に統計的に差がない確率が1%未満であり、差があると言って問題がない、ということの意味する。）
- 世帯タイプは、保護者票の子供と父親、母親それぞれの同居状況から判別している。そのため、各制度や公的統計の定義とは必ずしも一致しない。
- 一般的に分析結果が統計的に有意であるかの検定は、分析に用いられた n 値（ケース数）を考慮して行われている。そのため、クロス表に n 値を表記する必要は必ずしもない。しかし、分析に用いた変数の n 値を示すことが読者の理解に資することもある。そこで、本報告書では『東京都子供の生活実態調査報告書付表』にて n 値を確認できないクロス表に限り、n 値を表記している。
- 図表には各項目の割合を 100 分率で表記している。この値は、小数点第二位を四捨五入している。そのため、同一図表中の値を合計しても 100%にならない場合がある。